

日影規制許可取扱い基準

1. 目的

この基準は建築基準法第56条の2第1項のただし書きによる許可にあたり取扱い基準を定めて審査を円滑に行うことを目的とする。

2. 許可要件

(1) 新築、増築の場合

土地の状況等により周囲の居住環境を害しないもので、建築計画上やむを得ないもの。

(2) 既存不適格建築物（法第3条第2項の規定による建築物）に増築、改築又は移転（以下「増築等」という。）を行う場合

周囲の居住環境を害せず建築計画上やむを得ないもので次の各号に該当するもの。

(イ) 増築等を行う部分の日影が、建築基準法別表第4（に）欄各号のうちから指定する福岡市建築基準法施行条例第35条、別表第2の右欄に掲げる各号の敷地境界線から水平距離が5メートルを超え10メートル以内の範囲における日影時間は1時間を減じた日影規制値、10メートルを超える範囲における日影時間は30分を減じた日影規制値に適合するもの。

(ロ) 増築等を行うことで、不適格部分の日影時間とその領域を増さないもの。ただし、増築等により日影規制に関する平均地盤面の位置が従前より低い位置となる場合は、平均地盤面が従前の位置と変わらないものとみなして適用する。

3. 再許可の特例

2により許可したものに増築等を行うもので次に該当する場合は建築審査会の同意を得たものとして処理し、その後建築審査会に報告するものとする。

なお、許可を受けた際における敷地の区域の一部を変更する場合も同様とするが、周囲の居住環境の状況等により特定行政庁が建築審査会の同意が必要と認める場合はこの限りでない。

・2の（2）、（イ）号、（ロ）号の許可要件に適合するもの。

4. 許可申請書及び添付図書

申請者は、建築基準法第56条の2第1項ただし書きによる許可を受けようとするときは、許可申請書正、副、2通にそれぞれ建築基準法施行規則第1条の3第1項表1（い）項、（ろ）項及び表2（29）項に掲げる図書を添えて提出しなければならない。

昭和56年2月24日	第189回建築審査会同意により同日から施行
平成16年3月31日	第463回建築審査会同意により同日から施行
令和2年12月25日	第661回建築審査会同意により同日から施行
令和3年 3月 1日	第663回建築審査会同意により同日から施行
令和8年 3月 2日	第716回建築審査会同意により同日から施行